

入札公告

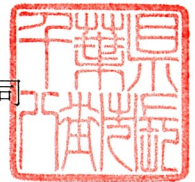
市有財産一時貸付（自動証明写真機）に係る一般競争入札の実施について

一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により次のとおり公告する。

なお、入札手続き等は、市有財産一時貸付一般競争入札案内書に基づき実施する。

令和7年10月17日

八街市長 北 村 新 司



1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

財産名称：八街市役所

貸付場所：第一庁舎1階

所在地：八街市八街ほ35番地29

予定価格：28,000円（月額）

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 費用の負担

契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、落札者の負担とします。

(4) 貸付料の納付

落札者は、当該年度の貸付料について、八街市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納付期限までに納付してください。

(5) 利用の制限

落札者は、貸付財産を暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用してはなりません。

(6) 免責事項

契約の締結後、貸付財産に数量の不足又は隠れた瑕疵があった場合においても、八街市は、その責めを負いません。

2 留意事項

(1) 提出された入札参加申込書等は、返却しません。

(2) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、物件個別明細書等の不明その他いかなる理由をもっても、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、八街市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできません。

(3) 落札者が正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後、一定期間一般競争入札に参加することができないことがあります。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、市有財産一時貸付一般競争入札案内書のとおりとします。

3 担当（事業・入札執行担当）

八街市 市民部 市民課 市民係

電話番号 043-443-1120

FAX 043-443-1393